

(写真の説明) 街区基準点及び節点・補助点を使用する際は、測量法に基づき、道路維持課への使用承認申請が必要になります。

尚、再設置を要する場合は以下の通りの取扱いとなります。

街区基準点 ——— 永久標識として市が管理するので、工事などで支障をきたした場合、再設置の対象となります。

街区三角点 (2 級)



街区多角点 (3 級)



節点及び補助点 ——— 永久標識としては扱われないので、工事などで支障をきたした場合でも再設置の必要はありません。ただし、道路維持課への報告が必要となります。

節点 (3 級、4 級)



街区点補助点 (4 級)

